

令和5年度東京都入札監視委員会第1回制度部会

令和5年6月27日(火)

東京都庁第一本庁舎南側 35階 第二入札室

**【須藤契約調整担当部長】** それではおそろいですので、始めさせていただきます。

これより、令和5年度東京都入札監視委員会第1回制度部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、今年度4月から財務局契約調整担当部長をしております須藤と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、東京都の入札・契約制度につきまして、ご意見をいただきます。委員の皆様にはそれぞれご専門の見地から、忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札・契約手続の公正性・透明性の確保のお力添えをいただきたく、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席者の確認をさせていただきます。配付資料のとおりでございますが、本日は4名の委員の皆様が全員ご出席をいただいております。

また、東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございます。経理部長の五十嵐、契約調整担当課長の臼田、契約調整技術担当課長の米倉、電子調達担当課長の三浦、調整担当課長の今村、契約第一課長の荒山となります。

次に、本日の議事進行役についてであります。恐縮ですが、堀田部会長にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

**【須藤契約調整担当部長】** それでは堀田部会長、よろしくお願いいたします。

**【堀田部会長】** 改めましておはようございます。よろしくお願い致します。

それでは、早速ですけれども本日の議事進行と資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 契約調整技術担当課長の米倉でございます。改めましてよろしくお願い致します。

議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会の設置要綱第2条第2項に基づく入札制度、契約制度の議題となっております。議案は、WTO工事における低入札価格調査についてということでございます。WTO工事における低入札価格調査の進め方を検討いたしましたので、そちらについてご説明させていただきます。

続きまして、事前にお送りしました資料について確認させていただきます。

本日の資料は、A4縦の式次第1枚と、A4の横の資料1が1枚でございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 それでは、まず議題、WTO工事における低入札価格調査について、こちらについて事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それではご説明申し上げます。

事前にお配りしました資料1、WTO工事における低入札価格調査についてという資料をご覧ください。

低入札価格調査制度は、都では一定金額以上の工事について適用しております。例えば建築工事ですと4.4億、土木工事ですと3.5億などといったように適用しております、これにより、工事品質の確保、不良不適格業者の排除を図っているところでございます。

本件は、いわゆるWTO工事において低入札価格調査の方法を見直すというものでして、こちらはWTOの政府調達に関する協定で、その金額水準は現在22.8億円以上の工事となっております。

こちらの工事につきまして、現在の低入調査は、資料1の上段のように、青の数値的失格基準による確認と、緑の調査資料の内容調査による確認により構成しております。なお、特例政令においては、WTO工事については、最低制限価格制度を適用しないとされています。

そして、昨年度の入札監視委員会第二監視部会において、委員長より意見がありました。数値的失格基準は、最低制限価格と同様の機能を果たすため、WTO協定との整合性について注意が必要だという意見がありました。

都としては、同じ入札金額であっても、落札者になれる事業者とそうでない事業者がいるため、この数値的失格基準の扱いが直ちに誤りだと考えているところではありません。しかし、よりWTO協定の趣旨に沿うよう、数値的失格基準の運用をなくす方向で検討を進めてまいりました。

一方、ただ、数値的失格基準の運用を単に廃止するだけでは、これまで行ってきましたダンピング対策としては緩和の方向となります。

そこで、低入札価格調査におけるWTO協定のこの趣旨の反映というものと、厳格に運用していくということのバランスがしっかりとれるよう、失格基準と同等、この失格基準というのは一番下に書いてありますけれども、例えば直接工事費が予定価格における直接工事費の75%を下回っていた場合といったように、積算内訳書の各費目の金額が、この表のいずれかの基準を満たさないものということでございますけれども、こういった失格基準、今後は適用基準と呼び変えますけれども、この基準に該当した場合については、新たに詳細な調査票を追加でまとめて、調査を進めることにしたいというものでございます。

例えば、安全衛生管理体制や品質管理・確保体制、建設副産物に関する詳細な計画書でございますけれども、副産物に関して言えば、現在も搬出地や処理価格について聞いています。これについてさらに加えて、搬出地に至る過程部分。運搬予定者や運搬予定者への支払予定額、運搬に使用する台数などを聞くことにしたいと考えております。

例えばほかにも、安全管理体制や品質管理体制については新たに求めていきたいと思

ます。品質管理として考えられるのは、品質管理項目の各項目ごとの実施方法、実施時期、委託するかしないか、費用や実施会社、こういったことについて聞いていきたいと思っております。

こういった詳細な確認をすることによって、WTO協定の趣旨をより適切に図れるようにしつつ、引き続き厳格な低入札価格調査についても実施できるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

簡単ですけれども、説明は以上になります。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【仲田委員】 基本的な事実の確認なのですが、WTO工事の件数というのは、年何件ぐらいあるのかということと、それから調査基準価格を下回る入札というのは、どのぐらいの件数の割合を想定されているのかということ、2点お伺いしたい。

【米倉契約調整技術担当課長】 速報値ですが昨年度のWTO基準額以上の契約につきましては、8件ありました。そのうち低入札調査となったのは4件でございます。

【仲田委員】 分かりました。

【堀田部会長】 ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

今回のご提案については、特に私としては異論ございません。WTO工事案件を今回見直すとのことですが、WTO工事以外に広げることが今後検討されるのでしょうか。そこだけ伺えればと思います。よろしく申し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 今回の変更の趣旨は、特例政令でWTOについては最低制限価格は適用しないとなっておりますので、あくまで今回はWTO工事についてのみということで考えております。それ以下の工事への計画については、現在のところ検討はしておりません。今後の予定もございません。

【斉藤委員】 実際のところ、こうした失格に関わるような基準を作らないと、発注者にかなり業務負担が増えると思いますので、そのことも含めて今後適宜検討していければいいと思います。ありがとうございました。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

【堀田部会長】 お願いいたします。

【原澤委員】 ご説明ありがとうございました。

調査基準価格と数値的失格基準が同額又は幅が小さい場合には、実質的には最低制限価格制度と同じということになりますが、従来の制度でも調査基準価格と数値的失格基準の間には一定程度の幅があり、WTO協定に抵触するものではなかったと考えます。そして、数値的失格基準をなくして調査の幅を広げる今回の変更は、よりWTO協定の趣旨に沿うことになる変更であるため、是非、進めていただきたいと思っております。

そのうえで、せっかく制度を変更しても、適用基準に該当した者に求める追加資料の負担が大きいと、該当者がその提出をあきらめて入札を辞退してしまう可能性があり、制度変更をした意味がなくなってしまうので、どの程度の追加資料を求めるかは、今回の変更目的とのバランスで検討していただきたいと考えます。

以上です。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

追加の資料につきましても、通常行う緑の部分の調査票とは聞く項目で、例えば重複する項目がないようにするなど気をつけていきたいと思っております。

【原澤委員】 ありがとうございます。

さきほど、従来の制度において、低入札価格調査の調査該当案件が4件あったとお話がありましたが、いずれの該当者も落札に至っていないと理解しております。落札に至らなかった理由がお分かりになれば教えてください。

【米倉契約調整技術担当課長】 4件については、ちょっと件数としては数えていないんですけども、低入札になった会社といいますか事業者、13者おまして、こちらについては大半が辞退という状況でございます。

あるいは数値的失格や工事成績失格の場合が数件、一、二件というところですよ。

【原澤委員】 ありがとうございます。

辞退があったということは、追加資料の負担が大きく、その提出をあきらめた可能性が高いと考えるため、新制度では追加資料についての十分な検討をお願いいたします。

【仲田委員】 私もよろしいでしょうか。

今原澤さんのご意見、全くそうだなと思うのですが、やはり資料提出を諦めてしまうという、そういう事態にはならないように制度設計していただきたいと思っております。そこで調査結果について具体的にどういうことが起きたのか、問題だったのかということを確認にするとということについてオープンにする仕組みが必要だと思うのです。

ほかの事業者が、今後の対応を考える上で必要なことは、透明性だと思うのですが、調査結果を取りまとめて審議するというそのプロセスの中で、具体的に、何故に辞退しちゃったのか、どういう問題があったのかということ、もうちょっと明確にしたほうがよろしいのではないかなと私は思っています。

【米倉契約調整技術担当課長】 事業者の方にはですけども、現時点では数値的失格基準で失格になった場合もそうですし、調査票の確認をさせていただく場合についても、それで仮に駄目な場合については、ここが適切ではなかったとか不足でしたということで、その事業者の方に対しては伝えるようなことはしておりますので、少なくともその方については、駄目だったら駄目だった理由が分かるようなことにはしております。

【堀田部会長】 関連して質問、私からもよろしいでしょうか。

現行の運用でそのようなやり方ということは、今回新たに適用基準に該当した場合、更なる追加的な詳細な調査を書類に基づいて行うわけですけども、その調査の段階で、や

はりその履行可能性等に疑義が生じた場合、それで契約しないという結論に至った場合は、その理由についてもやはり同様に、応札者に対して告知をするわけでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 そのように考えております。この調査票のここが不足でしたとか、ここが不備と考えられますというようなことは伝えていくようにしておきたいと思います。

【堀田部会長】 分かりました。

よろしいでしょうか。WTOの趣旨により添うような形で改定していただくということ、委員の先生方からも特段の異議はないというふうに承りました。

今いただいた意見を踏まえて、最終的な制度設計につなげていただくということで検討をしていただければというふうに思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 1点よろしいでしょうか。

先ほど8件、4件とお伝えしましたが、この数字、速報値でして、決算の集計中である数値ということで、ちょっとご理解いただければと思います。

また、先ほど私の説明の中で、失格基準と数値的失格基準をちょっと混同して説明してしまったかもしれませんが、失格基準というのは数値的失格基準と工事成績失格基準を含めたものでして、こちらを両方やめて黄色のほうにするという趣旨であるご説明、修正させていただきます。説明が混乱してすみませんでした。

【堀田部会長】 資料についてはそのようになっていますので、結構だと思います。

それでは、本日の議案はただいまの件のみということになりますけれども、ほかに全体を通して何かご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、本日予定されておりました議事はこちらで終了になります。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日いただいたご意見、最終的な制度設計に反映させていきたいと考えてございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきたいと思います。お忙しい中、本日はご提案ありがとうございました。

——了——